

令和4・5年期神奈川県青少年問題協議会 会長及び副会長の選出について

- 青少年問題協議会には、会長及び副会長を各一人置くこととされ、委員の互選によりこれらを定めることとされています。
- 今回の書面開催にあたり、藤井 佳世委員より会長について、西野 博之委員より副会長について、下記のとおり推薦をいただきました。
- 各被推薦者の会長又は副会長への就任について、別紙回答様式に賛成又は反対を御記入ください。回答を得られた委員の過半数で決することとします。

1 会長について

【被推薦者】

牧野 篤委員

【推薦理由】

- ① 前期の審議事項である「かながわ青少年育成・支援指針の改定について」を今期においても継続審議とするため。
- ② 教育学を御専門とされ、生涯学習や社会教育に精通されるとともに、子ども・若者に関して学校以外の学びや人間関係、コミュニティ、自治体の状況などに造詣が深いことから、会長に適任である。

2 副会長について

【被推薦者】

長谷川 俊雄委員

【推薦理由】

- ① 前期の審議事項である「かながわ青少年育成・支援指針の改定について」を今期においても継続審議とするため。
- ② 社会福祉を御専門とされ、子ども・若者に関する諸問題や家族支援に精通されているため、適任である。

参考

- 地方青少年問題協議会法（抜粋）
第3条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干名で組織する。
- 神奈川県青少年問題協議会条例（抜粋）
第3条 協議会に、副会長1人を置く。
2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれらを定める。
（略）
第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。
2 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。